

地方独立行政法人 加古川市民病院機構

第2期中期目標

## 目 次

前文	1
第1 中期目標の期間	2
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1 市民病院として果たすべき役割の発揮	2
(1) 救急医療への対応	2
(2) 災害時等の医療協力	2
(3) 予防医療の提供	2
(4) 地域の医療機関との連携強化	2
2 高度・専門医療の提供及び医療水準の向上	2
(1) 高度・専門医療への取組	2
(2) 総合診療体制とチーム医療の充実	3
(3) 専門性及び医療技術の向上	3
(4) 臨床研究及び治験の推進	3
3 安全で信頼される医療の提供	3
(1) 医療安全対策の徹底	3
(2) 患者とともに進める医療の推進	4
(3) 患者ニーズに対応したサービスの充実	4
(4) わかりやすい情報提供の推進	4
4 優れた医療従事者の確保及び育成	4
(1) 優れた医療従事者の確保	4
(2) 臨床研修病院としての機能の発揮	4
(3) 人材育成・教育体制の充実	4
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	5
1 自律性、機動性及び透明性の発揮	5
(1) 柔軟で即応性のある組織運営	5
(2) 経営管理能力の向上	5
(3) 効率的な業務体制の推進	5
(4) 業務管理（リスク管理）の充実	5
2 やりがいを持てる病院づくり	5
(1) 職員の満足度の向上	5
(2) 人事制度の効果的な活用	6
(3) 働きやすい職場環境の整備	6

第4	財務内容の改善に関する事項	6
1	経営機能の強化	6
2	収益の確保及び費用の節減	6
(1)	収益の確保	6
(2)	費用の節減	7
第5	その他業務運営に関する重要事項	7
1	新病院整備計画への着実な対応	7
2	地域社会への貢献	7
(1)	実習施設としての役割	7
(2)	まちづくりへの参画	7
(3)	地域住民との交流	7
3	本市の施策への協働	7
(1)	地元農産物等の活用の推進	7
(2)	環境にやさしい病院運営	8

## 前文

地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）は、平成23年4月1日に設立以来、加古川西市民病院及び加古川東市民病院（以下「両市民病院」という。）により、東播磨医療圏域の基幹病院として地域住民の生命と健康を守るため、「優れた医療人の育成」と「患者中心の安全で質の高い医療の提供」を基本理念に掲げ、幅広い領域において急性期医療を地域に提供する役割を果たしてきた。

第1期中期目標期間（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）においては、公立病院と民間病院の統合再編を円滑に進めながら、医師や看護師をはじめとする医療従事者を積極的に確保し、両市民病院がそれぞれの特徴と強みを生かして診療機能を着実に向上させるとともに、救急搬送の受入体制を充実させ市民病院が果たすべき責務である「圏域内における救急医療」の充足に大きく寄与してきた。また、経営面では期間中における経常収支比率の目標（100%以上）の達成が見込まれており、順調に経営基盤の安定化が図られている。

一方、医療を取り巻く社会的環境は、高齢者人口の増加等によって、かつて経験したことのない少子高齢化が進行しており、医療サービスの充実が必要とされる中で、病院が果たすべき医療機能の明確化や地域における機能分担を促進する動きが強くなっている。

こうした中で、現在、整備を進めている（仮称）加古川中央市民病院（以下「新病院」という。）が平成28年度に両市民病院を統合して誕生する予定である。法人には、この新病院において、県が策定する地域医療構想で示される方針を踏まえて、地域の医療機関と連携しながら高度急性期機能及び急性期機能の一層の充実を図ることで、地域完結型の医療提供体制を推進するよう求める。

引き続き、法人が、自律性、機動性及び透明性など地方独立行政法人としての特徴を最大限発揮しながら地域住民の信頼に応える医療サービスを提供するため、達成すべき業務の目標として、ここに第2期中期目標を定める。

## 第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 市民病院として果たすべき役割の発揮

#### (1) 救急医療への対応

二次救急医療機関としての役割を果たすため、地域の医療機関との連携及び役割分担のもと、積極的に重症患者を受け入れること。

また、本市の消防本部との連携により、救急ワークステーション機能などの救命救急体制の充実を図ること。

#### (2) 災害時等の医療協力

大規模災害発生時や重大な感染症の流行時などには、本市からの要請に基づき必要な医療を提供するとともに、患者の受入れや医療チームの派遣等の救護活動を積極的に実施すること。

併せて、被災を想定した業務継続計画の適切な運用のもと、市民病院として医療の提供を通して安全・安心なまちづくりに貢献すること。

#### (3) 予防医療の提供

充実した医療スタッフと高度な医療検査機器を活用し、人間ドックや検診をはじめとした予防医療の提供に努めること。

また、長期的な健康管理の視点から、健康講座や啓発活動などを通じて、地域住民の予防医療への意識を高め、健康寿命の延伸に貢献すること。

#### (4) 地域の医療機関との連携強化

県が策定する地域医療構想との整合性を図りながら、地域の医療機関との連携のもと医療の機能分担を推進すること。

また、地域の医療関係者に対する研修や在宅医療との橋渡しなど、地域医療支援病院としての役割を果たし、地域包括ケアシステムの構築に資すること。

### 2 高度・専門医療の提供及び医療水準の向上

#### (1) 高度・専門医療への取組

医療上の重要課題である5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）に対して、地域の医療機関と連携、役割分担のうえ、専門的な医療提供体制の充実に取り組むこと。

また、消化器、循環器、がん治療、小児・周産期の各分野を中心に、病院が保有する高度・専門医療機能のセンター化や集学的治療体制を進化させ、診療体制の強化、充実を図ること。

なお、地域の中核病院として、各専門領域において臨床評価指標（クリニカル・インディケーター）を整備し、客観的評価を通じて質の高い医療を提供すること。

## （2）総合診療体制とチーム医療の充実

患者の病態に応じて、診療科の枠を越えた総合的な医療を提供できるよう全ての職員による協働体制を構築すること。

また、医師、看護師、薬剤師など多職種の職員が目的を共有する中でそれぞれの専門性の向上を図り、相互に連携・補完することによって質の高いチーム医療を提供すること。

## （3）専門性及び医療技術の向上

疾病構造の変化や医学の進歩に対応し、高度かつ先進的医療が地域住民に提供されるよう大学病院や各学会等との連携を図りながら、高度医療機器の活用や新たな知識、技能の習得を通して、専門性及び医療技術の向上を図ること。

## （4）臨床研究及び治験の推進

高度・専門医療を担う市民病院として、医療機器の新規承認や新薬の適用拡大に貢献すべく臨床研究及び治験に積極的に取り組むこと。なお、推進にあたっては、患者への十分な説明のもとで行うとともに、安全性及び倫理性を十分に確保すること。

# 3 安全で信頼される医療の提供

## （1）医療安全対策の徹底

医療安全に関する情報の収集、分析や事故の予防に病院全体で取り組むとともに、事故発生時の検証体制や再発防止策の強化に努めるなど、医療安全対策の客観性と透明性を確保しながら、患者及び地域住民に信頼される安全で安心な医療提供体制を整備すること。

また、院内感染に対する職員教育など院内感染防止対策を確実に実施し、安心して診療を受けることができる医療環境を確保すること。

#### (2) 患者とともに進める医療の推進

患者中心の医療を提供するという理念のもと、インフォームド・コンセントの徹底を図るとともに、相談・支援体制の充実など「患者の権利と義務」に基づいた双方向によるコミュニケーションの確立を図ること。

#### (3) 患者ニーズに対応したサービスの充実

患者やその家族の意向を踏まえた院内環境の整備や、職員一人ひとりが接遇の向上を意識するなど、絶えずサービスの向上に努めることにより、患者の満足度を高めること。

また、待ち時間の改善や多様な支払い方法への対応など、利便性の向上にも努めること。

#### (4) わかりやすい情報提供の推進

病院が提供するサービスや取組について地域住民が理解しやすいよう、適切な媒体を用いて積極的な広報に努めるとともに、経営状況を公表し、地域住民とのコミュニケーションを図りながら地域に開かれた病院づくりに努めること。

また、シンポジウムや講演会の機会を通して、地域の医療提供体制や医療機関の適正な利用の促進についてわかりやすい普及啓発を行うこと。

### 4 優れた医療従事者の確保及び育成

#### (1) 優れた医療従事者の確保

安定的な医療提供体制の維持及び医療水準の向上を図るため、医師や看護師をはじめ、チーム医療に欠かせない多様な専門職種の人材の確保に努めること。

#### (2) 臨床研修病院としての機能の発揮

「学べる病院」として、幅広くかつ専門性の高い全人的医療を身に付けることができる魅力的な臨床研修体制を整備し、医師育成の原点である初期臨床研修医の確保や、大学病院との連携を図りながら専門医の育成に努めること。

#### (3) 人材育成・教育体制の充実

医療従事者の専門化や技術の高度化を図るため、研修環境の整備や資格取得に対する支援策を充実させるほか、指導者の育成にも取り組むこと。

また、教育支援センターを中心に職員の教育及びキャリアアップを一元的に支援できる体制を確立すること。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 自律性、機動性及び透明性の発揮

##### (1) 柔軟で即応性のある組織運営

地方独立行政法人制度の特徴を生かし、患者動向や医療需要等の病院経営を取り巻く状況の変化に迅速に対応するため、診療体制の見直しや職員の配置を弾力的に行い、業務運営の最適化を図ること。

##### (2) 経営管理能力の向上

目標管理制度などのマネジメント手法の定着を図り、継続的な業務改善や意識改革に取り組む組織風土の醸成を図ること。

なお、法人の経営戦略や財務管理を担う病院運営のスペシャリストとしての職員を配置するなど、組織運営の強化に努めること。

##### (3) 効率的な業務体制の推進

業務の標準化や外部化を促進するとともに、ICTの効果的な活用によって組織内の情報共有や相互連携を高め、効率的な業務の執行にあたること。

また、病床の適正な配置や計画的な医療機器等の設備投資により、医療資源の有効活用を図ること。

##### (4) 業務管理（リスク管理）の充実

市民病院としての公的使命を適切に果たすため、関係法令の遵守はもとより、行動規範と職員倫理の確立に取り組むこと。

また、監事や会計監査人による監査をはじめ、病院機能評価の受審などの外部評価を活用し、業務管理の見直しと課題の改善を図ること。

さらに、個人情報保護や情報セキュリティ対策に努める一方で、情報公開や公益通報制度を適切に運用し、透明性を確保すること。

#### 2 やりがいを持てる病院づくり

##### (1) 職員の満足度の向上



全ての職員が専門性を十分に発揮できるよう適切な役割分担のもと、業務の負担軽減と平準化に努めるとともに、組織の一体感や連携体制を築くことで一人ひとりの達成感を高めること。

また、職員の意見が反映される仕組みを構築し、病院で働く全ての職員が誇りを持って職責が果たせるよう、やりがいの創出に努めること。

## (2) 人事制度の効果的な活用

人事評価システムにより職員の業績、職務能力、職責等を公正に評価し、職員の意欲が引き出される公平かつ客観的な人事制度の運用に努めること。

また、給与制度は、病院の業績を考慮した水準にするとともに、社会一般の情勢を踏まえて適正に運用し、職員の能力や成果を反映したものとすること。

## (3) 働きやすい職場環境の整備

院内の保育環境や多様な勤務制度の充実により、育児と仕事の両立を支援するとともに、定年延長制度の運用と併せて、全ての職員にとってワーク・ライフ・バランスが確保される働きやすい仕組みづくりを進めること。

# 第4 財務内容の改善に関する事項

## 1 経営機能の強化

新病院の稼働開始に伴い一定期間は経常収支の悪化が予想されるが、市民病院としての役割を十分に果たしつつ、安定した経営基盤を確立できるよう法人が一丸となって収益の向上と運営の効率化に努め、中期目標期間中の経常収支の均衡を図ること。

また、長期的には、本市の財政状況に影響されない独立した経営を目指すこと。

なお、経営情報の分析にあたっては、具体的な数値目標に基づく達成状況の管理を行うとともに、ベンチマークによる他病院との比較手法を活用し、経営上の課題の把握に努めること。

## 2 収益の確保及び費用の節減

### (1) 収益の確保

診療報酬の改定や医療制度の変革に的確に対応するとともに、病床や高度医療機器の稼働率の向上を図るなど、積極的な収益確保に取り組むこと。

また、診療報酬の請求漏れ等の防止、未収金の発生予防及び管理・回収などにおいても、適切な対策を講ずること。

## (2) 費用の節減

コスト管理を徹底するとともに、各部門で業務の内容や実施体制について不断の見直しを行い、効率性と合理性の観点から費用の節減を図ること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 新病院整備計画への着実な対応

新病院が新たな基幹病院として早期に地域で根付くよう、ハード、ソフトの両面において着実な整備計画の推進を図ること。

なお、新病院の開院に際しては、安全に移転作業を行い、診療機能を両市民病院から新病院へ円滑に移行すること。

### 2 地域社会への貢献

#### (1) 実習施設としての役割

地域の医療実習施設として、医学生や看護学生をはじめ医療従事者を志す学生が医療の現場で知識や技術を学べるよう、積極的に実習生の受入れを行い、心豊かな将来の医療人の創造に協力すること。

#### (2) まちづくりへの参画

本市や県等の行政機関が設置する地域医療及び保健福祉関係の各種組織と連携を図り、医療の専門集団として、行政の進めるまちづくりに参画すること。特に、地域の特性に応じて創りあげるべき地域包括ケアシステムの実現に協力すること。

#### (3) 地域住民との交流

法人は、社会と共に歩む「良き企業市民」としての役割を果たしていくことが求められており、地域住民との交流を通じて、信頼され、愛される病院となるよう努めること。

### 3 本市の施策への協力

#### (1) 地元農産物等の活用の推進

地域食材の良さを伝え、地域の農業や食材への関心を高めるため、病院給食において

地元農産物等の活用とそのPRを推進すること。

(2) 環境にやさしい病院運営

病院の運営にあたっては、ごみの発生抑制、ごみ分別の徹底及びリサイクルの推進など、常にごみの減量化に取り組むこと。